

議第36号 呉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

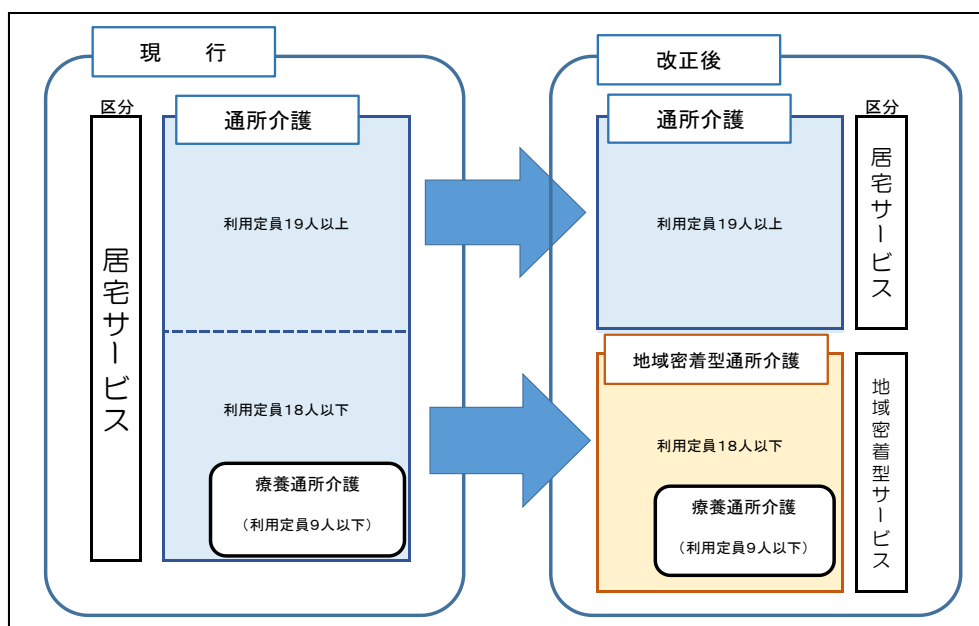
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号。以下「居宅サービス等改正省令」といいます。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第6号。以下「障害福祉サービス等改正省令」といいます。）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」といいます。）の施行に伴い、関係する条例について、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の主な内容

(1) 小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行に伴う規定の整備

指定居宅サービスである通所介護のうち、小規模な通所介護（利用定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市が地域包括ケアシステムの構築と整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、居宅サービス等改正省令により、地域密着型サービス（地域密着型通所介護）に移行します。あわせて、利用定員が9人以下である療養通所介護も、地域密着型サービス（療養通所介護）へ移行します。

これに伴い、呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年呉市条例第33号）に地域密着型通所介護に関する基準を設けるなどの規定の整備を行います。



※用語解説

居宅サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき提供されるサービス（以下「介護保険サービス」といいます。）のうち、「居宅サービス」は、要介護者に対し、主に在宅での介護を提供するサービスで、訪問介護や訪問入浴介護など12種類が定められています。介護支援専門員が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、必要なサービスが提供されます。
通所介護（デイサービス）	居宅サービスのうち、日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、利用者の心身機能の維持向上と利用者の家族負担の軽減を図るために食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供するサービスです。
地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する介護保険サービスです。利用者は原則として市町村の被保険者に限定されます。なお、地域密着型サービスを行う事業者の指定は各市町村長が行い、当該事業所に対する指導・監査も市町村の権限とされています。
療養通所介護	通所介護サービスのうち、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

(2) 小規模多機能居宅介護事業所等における基準該当自律訓練の実施に伴う規定の整備

構造改革特別区域法（平成14年法律189号）に基づく構造改革特別区域において、地域において自立訓練（機能訓練・生活訓練）が提供されていないこと等より障害福祉サービスの自立訓練を受けることが困難な障害者に、介護保険制度の指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「小規模多機能型居宅介護事業所等」といいます。）が通いサービスを提供した場合、サービスを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく基準該当自立訓練とみなす仕組みが設けられていましたが、この仕組みが障害福祉サービス等改正省令によって構造改革特別区域外でも実施できるようになりました。

これに伴い、呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年呉市条例第21号）などの所要の規定の整備を行います。

※用語解説

小規模多機能型 居宅介護	地域密着型サービスのうち、通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行うサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスのうち、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。
障害者総合支援法に基づく基準 該当自立訓練	自立支援給付に当たり、障害者総合支援法及び呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例で示す基準に適合しているかを審査し、市長が指定した障害福祉サービス事業者が行う次のサービスです。 <自立訓練（機能訓練）> 身体障害のある人や難病を患っている人について、施設や事業所等への通所又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行うサービスです。 <自立訓練（生活訓練）> 知的障害や精神障害のある人について、施設や事業所等への通所、居宅を訪問すること等によって、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行うサービスです。

(3) 引用条項の整理等

医療介護総合確保推進法の一部施行による介護保険法の一部改正に伴う関係条例における引用条項の整理等を行います。

3 市の考え方

居宅サービス等改正省令により新設される条例の条項（呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第61条の2から第61条の38まで）及び障害福祉サービス等改正省令により新設される条例の条項（呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第132条の2及び第143条の2）について、国が定める基準を「従うべき基準」等に分類し、それに対応するこの条例の条項を示すと次の表のとおりです。

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準としています。

国が定める基準	新設される主な事項
従うべき基準	<p>○居宅サービス等改正省令関係 <地域密着型通所介護> 従業者の員数（第61条の3） 管理者（第61条の4） 事故発生時の対応（第61条の18） <療養通所介護> 従業者の員数（第61条の23） 管理者（第61条の24） 設備及び備品等（第61条の26第1項（専用の部屋に係る部分に限る。）・第2項） 内容及び手続の説明及び同意（第61条の27第1項）</p> <p>○障害福祉サービス等改正省令関係 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第132条の2第4号・第143条の2第4号）</p>
標準	<p>○居宅サービス等改正省令関係 <療養通所介護> 利用定員（第61条の25）</p> <p>○障害福祉サービス等改正省令関係 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第132条の2第2号・第143条の2第2号）</p>
参酌すべき基準	<p>○居宅サービス等改正省令関係 <地域密着型通所介護> 基本方針（第61条の2） 設備及び備品等（第61条の5） 心身の状況等の把握（第61条の6） 利用料等の受領（第61条の7） 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針（第61条の8） 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針（第61条の9） 地域密着型通所介護計画の作成（第61条の10） 管理者の責務（第61条の11） 運営規程（第61条の12） 勤務体制の確保等（第61条の13） 定員の遵守（第61条の14） 非常災害対策（第61条の15） 衛生管理等（第61条の16） 地域との連携等（第61条の17） 記録の整備（第61条の19）</p> <p><療養通所介護> 基本方針（第61条の22） 設備及び備品等（第61条の26第1項・第2項以外）</p>

	内容及び手続の説明及び同意（第61条の27第1項以外） 心身の状況等の把握（第61条の28） 指定居宅介護支援事業者等との連携（第61条の29） 指定療養通所介護の具体的取扱方針（第61条の30） 療養通所介護計画の作成（第61条の31） 緊急時等の対応（第61条の32） 管理者の責務（第61条の33） 運営規程（第61条の34） 緊急時対応医療機関（第61条の35） 安全・サービス提供管理委員会の設置（第61条の36） 記録の整備（第61条の37） ○障害福祉サービス等改正省令関係 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第132条の2第2号及び第4号以外・第143条の2第2号及び第4号以外）
--	---

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

・参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 施行期日

- (1) 第2条及び第6条の規定 平成28年4月1日
- (2) 前号に規定する条以外の条の規定 公布の日

5 新旧対照表

- (1) 呉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条の規定による改正部分）

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第7章（略）	第1章～第7章（略）
第8章 通所介護	第8章 通所介護
第1節～第4節（略）	第1節～第4節（略）
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方	第5節 削除

針,人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第115・第116条）

第2款 人員に関する基準（第117条・第118条）

第3款 設備に関する基準（第119条・第120条）

第4款 運営に関する基準（第121条一第132条）

第6節 （略）

第9章～第15章 （略）

付則

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) （略）

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（従業者の員数）

第100条 （略）

(1)・(2) （略）

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に

第6節 （略）

第9章～第15章 （略）

付則

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) （略）

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（従業者の員数）

第100条 （略）

(1)・(2) （略）

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に

介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該

指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において

介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数

で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

(削除)

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員

<p>同じ。)を，常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p>	<p>_____を，常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず，介護職員は，利用者の処遇に支障がない場合は，他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p>	<p>3 第1項_____の規定にかかわらず，介護職員は，利用者の処遇に支障がない場合は，他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p>
<p>5 前各項の指定通所介護の単位は，指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>4 前3項の指定通所介護の単位は，指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6～9 (略)</p>	<p>5～8 (略)</p>
<p>(設備及び備品等)</p>	<p>(設備及び備品等)</p>
<p>第102条 (略)</p>	<p>第102条 (略)</p>
<p>2 前項に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。</p>	<p>2 前項に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。</p>
<p>(1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準</p>	<p>(1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準</p>
<p>ア 食堂及び機能訓練室は，それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積は，3平方メートルに<u>利用定員</u></p>	<p>ア 食堂及び機能訓練室は，それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積は，3平方メートルに<u>当該指定通所介護事業所の利用定員</u>（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗</p>
<p>_____を乗じて得た面積以上とすること。</p>	<p>_____を乗じて得た面積以上とすること。</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準</p>	<p>第5節 削除</p>
<p>第1款 この節の趣旨及び基本方針</p>	<p>第115条から第132条まで 削除</p>
<p>(この節の趣旨)</p>	<p>第115条から第132条まで 削除</p>
<p>第115条 前各節の規定にかかわらず，指定療養通所介護（指定通所介護であって，難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって，サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし，療養通所介護計画に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の</p>	<p>第115条から第132条まで 削除</p>

基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第116条 指定療養通所介護の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し，必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は，指定療養通所介護の提供に当たっては，利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第117条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は，利用者の数が1.5に対し，提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は，常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第118条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第119条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第120条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供するときに限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該

指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第128条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第126条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第129条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第123条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対す

る指定療養通所介護の提供の適否について、
主治の医師を含めたサービス担当者会議にお
いて検討するため、当該利用者に係る居宅介
護支援事業者に対して必要な情報を提供する
ように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る
居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス
計画の作成及び変更等に必要な情報を提供す
るよう努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所
介護の提供の終了に際しては、利用者又はそ
の家族に対して適切な指導を行うとともに、
当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対す
る情報の提供及び保健医療サービス又は福祉
サービスを提供する者との密接な連携に努め
なければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第124条 指定療養通所介護の方針は、次に
掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、
次条第1項に規定する療養通所介護計画に
基づき、利用者の機能訓練及びその者が日
常生活を営むことができるよう必要な援助
を行う。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介
護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこ
とを旨とし、利用者又はその家族に対し、
サービスの提供方法等について、理解しや
すいように説明を行う。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、
介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術
をもってサービスの提供を行う。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体
調の変化等に応じた適切なサービスを提供
できるよう、利用者の主治の医師や当該利
用者の利用する訪問看護事業者等との密接
な連携を図り、サービスの提供方法及び手
順等についての情報の共有を十分に図る。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者
の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援

助等の生活指導，機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(療養通所介護計画の作成)

第125条 指定療養通所介護事業所の管理者

は、利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，機能訓練等の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は，既に訪問看護計画書（第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は，当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ，作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は，療養通所介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は，療養通所介護計画を作成した際には，当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は，それぞれの利用者について，療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第126条 指定療養通所介護事業者は，現に

指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え，主治の医師とともに，その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」とい

う。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第129条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第127条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計

画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第128条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第129条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第130条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービ

スの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第131条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第112条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第132条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、

第41条、第103条（第3項第2号を除く。）、第104条及び第108条から第112条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第112条第4項中「第102条第4項」とあるのは「第120条第4項」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当サービスに関する基準

（従業者の員数）

第133条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下こ

第6節 基準該当サービスに関する基準

（従業者の員数）

第133条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数_____で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下こ

の条 _____ (において同じ。) の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上, 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員

(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。) が 10 人以下である場合にあつては, 前項の規定にかかわらず, 看護職員及び介護職員の員数を, 基準該当通所介護の単位ごとに, 当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員 (いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。) が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は, 基準該当通所介護の単位ごとに, 第 1 項第 3 号の介護職員 (前項の適用を受ける場合にあつては, 同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。) を, 常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず, 介護職員は, 利用者の処遇に支障がない場合は, 他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当通所介護の単位は, 基準該当通所介護であつてその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6・7 (略)

(設備及び備品等)

第 135 条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は, 次のとおりとする。

の条 及び第 135 条において同じ。) の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上, 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

(削除)

2 基準該当通所介護事業者は, 基準該当通所介護の単位ごとに, 前項第 3 号の介護職員 _____ を, 常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

3 第 1 項 _____ の規定にかかわらず, 介護職員は, 利用者の処遇に支障がない場合は, 他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前 3 項の基準該当通所介護の単位は, 基準該当通所介護であつてその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

5・6 (略)

(設備及び備品等)

第 135 条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は, 次のとおりとする。

<p>(1) 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所次に掲げる基準</p> <p>ア 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに<u>利用定員</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(1) 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所次に掲げる基準</p> <p>ア 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに<u>当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）</u>を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第183条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所_____</p> <hr/> <p>_____，指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p>	<p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第183条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所，<u>指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）</u>，指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p>
<p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第246条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護，指定訪問入浴介護，指定訪問看護，指定訪問リハビリ</p>	<p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第246条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護，指定訪問入浴介護，指定訪問看護，指定訪問リハビリ</p>

<p>リテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第249条に規定する指定福祉用具貸与</p>	<p>リテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第249条に規定する指定福祉用具貸与、<u>指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護</u></p>
<p>及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</p>	<p>及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</p>
<p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護</u>を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p>	<p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>次に掲げる事業</u> <u>__</u>を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 <u>(1) 指定訪問介護</u> <u>(2) 指定訪問看護</u> <u>(3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護</u></p>
<p>5～8 (略)</p>	<p>5～8 (略)</p>

(2) 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第2条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>目次 第1章～第4章 (略)</p>	<p>目次 第1章～第4章 (略) <u>第4章の2 地域密着型通所介護</u> <u>第1節 基本方針（第61条の2）</u> <u>第2節 人員に関する基準（第61条の3・第61条の4）</u> <u>第3節 設備に関する基準（第61条の5）</u> <u>第4節 運営に関する基準（第61条の6―第61条の20）</u> <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> <u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第61条の21・第61条の22）</u> <u>第2款 人員に関する基準（第61条の23・第61条の24）</u> <u>第3款 設備に関する基準（第61条の25・第61条の26）</u></p>

第4款 運営に関する基準（第61条の
27—61条の38）

第5章～第10章（略）
付則

第5章～第10章（略）
付則

（心身の状況等の把握）

（心身の状況等の把握）

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護の提供に当たっては、計画作成責
任者による利用者の面接によるほか、利用者
に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサ
ービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事
業の人員及び運営に関する基準（平成11年
厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援
等基準」という。）第13条第9号に規定す
るサービス担当者会議をいう。以下この章及
び第69条

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護の提供に当たっては、計画作成責
任者による利用者の面接によるほか、利用者
に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサ
ービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事
業の人員及び運営に関する基準（平成11年
厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援
等基準」という。）第13条第9号に規定す
るサービス担当者会議をいう。以下この章、
第61条の6、第61条の28及び第61条

_____において同じ。）等を通じて、利用者
の心身の状況、その置かれている環境、他の
保健医療サービス又は福祉サービスの利用状
況等の把握に努めなければならない。

の29において同じ。）等を通じて、利用者
の心身の状況、その置かれている環境、他の
保健医療サービス又は福祉サービスの利用状
況等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるため
の援助）

（法定代理受領サービスの提供を受けるため
の援助）

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者
が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令
第36号。以下「施行規則」という。）第6
5条の4各号のいずれにも該当しないときは
は、当該利用申込者又はその家族に対し、居
宅サービス計画（法第8条第23項に規定す
る居宅サービス計画をいう。）の作成を指定
居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対
して届け出ること等により、指定定期巡回・随
時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領
サービスとして受けることができる旨を説明
すること、指定居宅介護支援事業者に関する
情報を提供することその他の法定代理受領サ
ービスを行うために必要な援助を行わなけ
ればならない。

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者
が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令
第36号。以下「施行規則」という。）第6
5条の4各号のいずれにも該当しないときは
は、当該利用申込者又はその家族に対し、居
宅サービス計画（法第8条第24項に規定す
る居宅サービス計画をいう。）の作成を指定
居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対
して届け出ること等により、指定定期巡回・随
時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領
サービスとして受けることができる旨を説明
すること、指定居宅介護支援事業者に関する
情報を提供することその他の法定代理受領サ
ービスを行うために必要な援助を行わなけ
ればならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提

<p>供)</p> <p>第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p>	<p>供)</p> <p>第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p>
<p>（管理者等の責務）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者にこの<u>章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（管理者等の責務）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者にこの<u>節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（管理者等の責務）</p> <p>第56条 （略）</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該夜間対応型訪問介護従業者にこの<u>章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（管理者等の責務）</p> <p>第56条 （略）</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該夜間対応型訪問介護従業者にこの<u>節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>第61条 （略）</p>	<p>第61条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章の2 地域密着型通所介護</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 基本方針</u></p> <p style="text-align: center;">（基本方針）</p> <p>第61条の2 <u>指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 人員に関する基準</u></p>

(従業者の員数)

第61条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限

る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、

指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設される指定地域密着型通所介護事業所については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定地域密着型通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。

9 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるも

のとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号

通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第61条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第61条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時

間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第61条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人

一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第61条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、

地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第61条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第61条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第61条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第61条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第61条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第61条の17 指定地域密着型通所介護事業

者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、

必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第61条の17第2項の報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第61条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第3

3条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第61条の21 前各節の規定にかかわらず，指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて，難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて，サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし，第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

(基本方針)

第61条の22 指定療養通所介護の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し，必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は，指定療養通所介護の提供に当たっては，利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第61条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用

の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項の緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第61条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心

身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は，体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう，特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り，利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第61条の29 指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護を提供するに当たっては，指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は，利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について，主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため，当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は，利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して，居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに，当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては，次条第1項の療養通所介護計画に基づき，利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

第61条の3 1 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第61条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っている際に利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っている際に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項の緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第61条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第61条の35 指定療養通所介護事業者は、
利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項の検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第61条の18第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第61条の17第2項の報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7(第3項第2号を除く。)、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症_____である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除

く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者の員数等)

第63条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

(利用定員等)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に

く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者の員数等)

第63条 (略)

2～6 (略)

7 指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に併設される併設型指定認知症対応型通所介護事業所については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定認知症対応型通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該併設型指定認知症対応型通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。

8 (略)

(利用定員等)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に

規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第69条 指定認知症対応型通所介護事業者

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領等)

第70条 指定認知症対応型通所介護事業者

は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対

規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第69条及び第70条 削除

応型通所介護を提供した際にその利用者から
支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応
型通所介護に係る地域密着型介護サービス費
用基準額との間に、不合理な差額が生じない
ようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2
項の規定により支払を受ける額のほか、次に
掲げる費用の額の支払を利用者から受けるこ
とができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地
域以外の地域に居住する利用者に対して行
う送迎に要する費用

(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する
時間を超える指定認知症対応型通所介護で
あって利用者の選定に係るものの提供に伴
い必要となる費用の範囲内において、通常
の指定認知症対応型通所介護に係る地域密
着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症
対応型通所介護の提供において提供される
便宜のうち、日常生活においても通常必要
となるものに係る費用であって、その利用
者に負担させることが適当と認められる費
用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に
市長が定めるところによるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3
項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に
当たっては、あらかじめ、利用者又はその家
族に対し、当該サービス内容及び費用につ
いて説明を行い、利用者の同意を得なければ
ならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方
針)

第71条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方
針)

第71条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者(単
独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者
及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者

<p>_____は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(管理者の責務)</p>	
<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業所の</p>	<p>第74条 削除</p>
<p>管理者は、当該認知症対応型通所介護従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p>	
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者</p>	
<p>は、当該認知症対応型通所介護従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者</p>	<p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者</p>
<p>は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第63条第4項又は第67条第1項の利用定員をいう。第77条において同じ。)</p>	<p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第63条第4項又は第67条第1項の利用定員をいう。_____)</p>
<p>(5)～(10) (略)</p>	<p>(5)～(10) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	
<p>第76条 指定認知症対応型通所介護事業者</p>	<p>第76条から第80条の2まで 削除</p>
<p>は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定</p>	
<p>認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の認知症対応型通所介護従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	
<p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知</p>	
<p>症対応型通所介護従業者の資質の向上のため</p>	

に、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第77条 指定認知症対応型通所介護事業者

は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第78条 指定認知症対応型通所介護事業者

は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に認知症対応型通所介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第79条 指定認知症対応型通所介護事業者

は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該

指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第80条 指定認知症対応型通所介護事業者

は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その

事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者等からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第80条の2 指定認知症対応型通所介護事業

者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により、その損害を賠償すべき事故が発生した場合は、当該損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第81条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前条第2項に規定する

事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第82条 第11条から第15条まで、第17条から20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条

の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条

(記録の整備)

第81条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 次条において準用する第61条の18第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 次条において準用する第61条の17第2項の報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第82条 第11条から第15条まで、第17条から20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から

第61条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条

<p>に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と</p>	<p>に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準第13条各号</u></p> <p>に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</p>	<p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年呉市条例第20号）第16条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第107条 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄す</u></p>	<p>第107条 削除</p>

る地域包括支援センターの職員，小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね2月に1回以上，運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の運営状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者等からの苦情に関して，市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には，当該建物に居住する者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

（記録の整備）

第109条（略）

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) ～(4)（略）

(5) 第107条第2項に規定する

（記録の整備）

第109条（略）

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) ～(4)（略）

(5) 次条において準用する第61条の17第

_____報告，評価，要望，助言等の記録
(6)～(8) (略)
(準用)

第110条 第11条から第15条まで，第22条，第24条，第30条，第36条から第40条まで，第42条，第43条，第74条，第76条及び第79条

_____の規定は，指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と，第74条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と_____

_____読み替えるものとする。

第7章 認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針

第111条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は，要介護者であって認知症であるものについて，共同生活住居（法第8条第19項の共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において，家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第129条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない

2項の報告，評価，要望，助言等の記録
(6)～(8) (略)
(準用)

第110条 第11条から第15条まで，第22条，第24条，第30条，第36条から第40条まで，第42条，第43条，第61条の11，第61条の13，第61条の16及び第61条の17の規定は，指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と，第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と，第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第7章 認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針

第111条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は，要介護者であって認知症であるものについて，共同生活住居（法第8条第20項の共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において，家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第129条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない

ない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第130条 第11条，第12条，第14条，第15条，第24条，第30条，第36条から第38条まで，第40条，第42条，第43条，第74条，第79条

_____，第101条，第104条，第106条及び第107条第1項から第4項までの規定は，指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と，第74条第2項_____中「この節」とあるのは「第7章第4節」と，第107条第1項中「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の運営状況」とあるのは「運営状況

_____」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第131条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は，地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話を行うことにより，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着

ない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第61条の17第2項の_____報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第130条 第11条，第12条，第14条，第15条，第24条，第30条，第36条から第38条まで，第40条，第42条，第43条，第61条の11，第61条の16及び

第61条の17第1項から第4項まで，第101条，第104条及び第106条

_____の規定は，指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と，第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と，第61条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と，「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第131条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は，地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話を行うことにより，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着

<p>型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第150条 （略）</p>	<p>第150条 （略）</p>
<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) （略）</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u>（準用）</p>	<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) （略）</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第61条の17第2項の</u>報告、評価、要望、助言等の記録（準用）</p>
<p>第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第74条第2項</u>中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、<u>第107条第1項中「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の運営状況」とあるのは「運営状況</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条の規定</u>は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」</u>と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>
<p>第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p>	<p>第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p>
<p>第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地</p>	<p>第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地</p>

域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2・3 （略）

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第153条 （略）

2～12 （略）

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを置かないことができる。

14～16 （略）

（記録の整備）

第178条 （略）

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記

域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2・3 （略）

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第153条 （略）

2～12 （略）

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを置かないことができる。

14～16 （略）

（記録の整備）

第178条 （略）

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記

録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで

の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第107条第1項中「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の運営状況」とあるのは「運営状況」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第1

録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第61条の17第2項の報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第1

88条に規定する重要事項に関する規程」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第107条第1項中「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の運営状況」とあるのは「運営状況

」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第203条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10)次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

88条に規定する重要事項に関する規程」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」

」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第203条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10)次条において準用する第61条の17第2項の報告、評価、要望、助言等の記録

<p>う者と密接な連携を図るほか，居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>う者と密接な連携を図るほか，居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

(4) 呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（第3条第2号の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>(入退所)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は，入所申込者の入所に際しては，その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により，その者の心身の状況，生活歴，病歴，指定居宅サービス等（<u>法第8条第23項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(入退所)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は，入所申込者の入所に際しては，その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により，その者の心身の状況，生活歴，病歴，指定居宅サービス等（<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p>

(5) 呉市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（第3条第3号の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>(入退所)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は，入所申込者の入所に際しては，その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により，その者の心身の状況，生活歴，病歴，指定居宅サービス等（<u>法第8条第23項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(入退所)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は，入所申込者の入所に際しては，その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により，その者の心身の状況，生活歴，病歴，指定居宅サービス等（<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p>

(6) 呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（第3条第4号の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>第2章 基本方針</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（<u>法第8条第23項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第2章 基本方針</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

(7) 呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第4条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>(入退所)</p> <p>第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第23項</u>に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法<u>第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(入退所)</p> <p>第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第24項</u>に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法<u>第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p>

<p>1 2 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）</p>	<p>1 2 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）</p>
<p style="text-align: right;">第4</p> <p>2条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p>	<p>第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p>
<p>1 3・1 4 （略）</p>	<p>1 3・1 4 （略）</p>

(8) 呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第5条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>（受託介護予防サービス事業者への委託） 第198条 （略）</p>	<p>（受託介護予防サービス事業者への委託） 第198条 （略）</p>
<p>2 受託介護予防サービス事業者は，指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）</p>	<p>2 受託介護予防サービス事業者は，指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）<u>，指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事</u></p>

_____, 指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。） _____

_____, 指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第203条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) (略)

(2) 指定通所介護 _____
_____又は指定第1号通所事業（機能訓練

_____)、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護

予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第203条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) (略)

(2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練

を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス (3) (略) 5～8 (略)	を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス (3) (略) 5～8 (略)
--	--

(9) 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第6条の規定による改正部分）

現行	改正案
(従業者の員数等) 第6条 (略) 2～6 (略)	(従業者の員数等) 第6条 (略) 2～6 (略) 7 指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）に該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設される併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所の生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。
7 (略)	8 (略)
(利用定員等) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をい	(利用定員等) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をい

<p>う。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>う。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス_____、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第40条</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第40条 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」</u></p>

	<p>という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p>
<p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者等からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p>
	<p>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者等からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>第41条 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>第41条 (略)</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>
<p>(地域との連携等)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
	<p>(6) 前条第2項の報告、評価、要望、助言等の記録</p>

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 第63条 削除

介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の運営状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者等からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

(記録の整備)

第65条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) ~ (7) (略)

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条 (第4項を除く。) 及び第39条 の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と

読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各号

第65条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) ~ (7) (略)

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで及び第38条 (第4項を除く。) から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、

第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、呉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

<p>_____に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。</p> <p>(3)～(15) (略)</p>	<p>する基準等を定める条例（平成27年呉市条例第5号）第33条各号に掲げる具体的取扱方針及び同条例第34条各号_____に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。</p> <p>(3)～(15) (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条_____, 第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第63条第1項中「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の運営状況」とあるのは「運営状況_____」と読み替えるものとする。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の_____報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)から第40条まで、第57条、第60条及び第62条_____の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>

(10) 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第7条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p>

第 8 章 自立訓練（機能訓練）

第 1 節～第 4 節 （略）

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 1 3 2 条・第 1 3 3 条）

第 9 章 自立訓練（生活訓練）

第 1 節～第 4 節 （略）

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 1 4 3 条・第 1 4 4 条）

第 1 0 章～第 1 6 章 （略）

付則

（基準該当生活介護の基準）

第 9 6 条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第 2 0 8 条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）

_____であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）

第 8 章 自立訓練（機能訓練）

第 1 節～第 4 節 （略）

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 1 3 2 条・第 1 3 3 条）

第 9 章 自立訓練（生活訓練）

第 1 節～第 4 節 （略）

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 1 4 3 条・第 1 4 4 条）

第 1 0 章～第 1 6 章 （略）

付則

（基準該当生活介護の基準）

第 9 6 条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第 2 0 8 条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）

_____又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 2 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）

_____であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）

_____又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 1 9 条に規定する指定地域密

_____を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）

_____の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所_____の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所_____が提供する指定通所介護_____の利用者の数を指定通所介護_____の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所_____として必要とされる数以上であること。

(4) (略)
(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に

着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等_____の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等_____の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等_____が提供する指定通所介護等_____の利用者の数を指定通所介護等_____の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等_____として必要とされる数以上であること。

(4) (略)
(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準_____第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下_____同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下_____同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に

(平成24年広島県条例第61号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第73条において準用する同条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、

指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第73条において準用する同条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当た

(平成24年広島県条例第61号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第73条において準用する同条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、

第132条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第73条において準用する同条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当た

りの上限をいう。以下 _____ (同じ。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。 _____) は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、 _____

_____ 指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第73条において準用する同条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス 又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

りの上限をいう。以下 この号において同じ。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。 以下同じ。) は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数 並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、 第132条の2の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス 又は 指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第73条において準用する同条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービス とみなされる通いサービス _____

_____ を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、

_____指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第73条において準用する同条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用

(5) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、

第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通い

サービス又は指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第73条において準用する同条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス

_____を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用

定員

_____の3分の1から
9人（サテライト型指定小規模多機能型居
宅介護事業所にあつては、6人）までの範
囲内とすること。

(3)・(4) (略)

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第132条 自立訓練（機能訓練）に係る基準
該当障害福祉サービス（第208条に規定す
る特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除
く。以下この節において「基準該当自立訓練
（機能訓練）」という。）の事業を行う者が
当該事業に関して満たすべき基準は、次のと
おりとする。

(1) 指定通所介護事業者であつて、地域に
おいて自立訓練（機能訓練）が提供されて
いないこと等により自立訓練（機能訓練）
を受けることが困難な障害者に対して指定
通所介護を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓
練室の面積を、指定通所介護の利用者の
数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受け
る利用者の数の合計数で除して得た面積が
3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業員の員数
が、当該指定通所介護事業所が提供する

定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事
業所等の通いサービスの利用者の数と第9
7条の規定により基準該当生活介護とみな
される通いサービス、第132条の2の規
定により基準該当自立訓練（機能訓練）と
みなされる通いサービス若しくは第143
条の2の規定により基準該当自立訓練（生
活訓練）とみなされる通いサービス又は指
定通所支援基準第54条の8の規定により
基準該当児童発達支援とみなされる通いサ
ービス若しくは指定通所支援基準第71条
の4において準用する指定通所支援基準第
54条の8の規定により基準該当放課後等
デイサービスとみなされる通いサービスを
受ける障害者及び障害児の数の合計数の1
日当たりの上限をいう。）の3分の1から
9人（サテライト型指定小規模多機能型居
宅介護事業所にあつては、6人）までの範
囲内とすること。

(3)・(4) (略)

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第132条 自立訓練（機能訓練）に係る基準
該当障害福祉サービス（第208条に規定す
る特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除
く。以下この節において「基準該当自立訓練
（機能訓練）」という。）の事業を行う者が
当該事業に関して満たすべき基準は、次のと
おりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であつて、地域に
おいて自立訓練（機能訓練）が提供されて
いないこと等により自立訓練（機能訓練）
を受けることが困難な障害者に対して指定
通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓
練室の面積を、指定通所介護等の利用者の
数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受け
る利用者の数の合計数で除して得た面積が
3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業員の員数
が、当該指定通所介護事業所等が提供する

指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第132条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等

に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数

並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第143条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第208条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者 であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第143条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第208条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第143条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスと

みなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機

能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(11) 呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第8条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>(入退所) 第15条 (略) 2 (略) 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（<u>同条第25項</u>に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（<u>同条第23項</u>に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（<u>同条第24</u></p>	<p>(入退所) 第15条 (略) 2 (略) 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（<u>同条第26項</u>に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（<u>同条第24項</u>に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（<u>同条第25</u></p>

<p>項に規定する介護保険施設をいう。) に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>項に規定する介護保険施設をいう。) に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>(生活相談員の責務)</p> <p>第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。)又は介護予防支援事業(同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(生活相談員の責務)</p> <p>第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。)又は介護予防支援事業(同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>